

平成20年(ネオ)第701号

上告人 マリック ベルカンヌ 外21名

被上告人 石原慎太郎 外1名

上 告 理 由 書

平成20年11月20日

最 高 裁 判 所 御中

上告人ら訴訟代理人

弁護士 酒 井



同 金 塚 彩



同 新 谷



同 永 尾 廣



頭書事件について、上告人らの上告理由は、別紙各上告理由書記載のとおりである。別紙各上告理由書の記載は、他の上告人らにおいても、これを援用する。

以 上



上告理由書

平野具男

0. 今回、高裁判決理由の内容につき、以下二点に絞り異論を申しあげます。一は被告発言の我々原告に対する「特定性」の問題（以下本小論 1.）を、他はこれを踏まえて当発言が「憲法違反」（同 2.）であることを論じます。

1. すでに第一審より論点となっている被告によるフランス語に対する発言が我々に対して「特定性」をもつか否かについては、私も第一審の意見陳述において申し上げたことですが、この点については、その後被告から何の応答もないままに、地裁判決及び高裁判決によって、その「特定性はない」と判決が下されました。しかしその理由には、説得されるに足る言及ではなく、いまだに納得のいかぬ思いであります。そこで私は、再度この論点を取り上げ、上記の陳述を補いつつ、被告の当発言が我々原告の全員に対し「特定的に」その名誉を毀損することを主張したいと思います。

1.1. 私たち原告団は第一審において（平成 17(2005).12.2 / 準備書面 (1)3, 8~9 頁）「所沢ダイオキシン報道事件に関する判例」を引き、その報道が、所沢市内で農産物を栽培する生産農家たる原告の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損するに十分「特定」されると、埼玉地裁（平成 13.5.15. 判決）及び東京高裁（平成 14.2.20. 判決）によって判決され、最高裁（平成 15.10.16. 判決）も又これを是認した事を示しました。そして私たちの場合も、これを参照するならば、同じく十分に名誉棄損の事例に当たる事が主張されました。

1.2. これに対し、被告は（平成 17(2005).2.3 / 準備書面 (1)1~2 頁）、当事例の場合、農作物を栽培する者が「所沢の農家」と特定されており、「被害者イコール農作物」ともいえる関係にあるが、私たち原告とフランス語との間にそのような関係がないと応酬しました。ここで「被害者」とは虚偽報道によって毀損された当の生産農家のことであり、「イコール」とは当の農家がその生産する農産物と一緒にであるというほどの意味でしょう。そしてさらに被告は、本件発言を聞いた一般人が私たち原告らを「連想」することもありえず、「フランス語は古くから先人によって形成され、決して原告らが作り上げたものではない」以上、原告とフランス語との間にそのような「特定性もない」と反論しました。（カギ括弧は引用者平野）

1.3. 私は意見陳述者の一人として（平成 18(2006).6.30.）、この点につき次のような反論を申し述べましたので、以下に再記させていただきます。

『今回の発言は、たしかにわれわれ原告の誰かが作り上げた何らかの作品を特定して攻撃するものではありません。しかし、われわれ原告の誰しもがこれを侮辱的暴言と受け止めざるを得ないのは、なぜでしょうか。フランス語がかつてこれを使用した先人のみならず、今なお使用する人々の努力によって「形成」された結果、今見る規範をなしている事実は否定すべくもありません。しかし見方を変えれば、フランス語を習得し使用する者たちは、逆にその規範によって「形成」され、その作用は人格の深部に及ぶことさえあるのです。（改行）ここで「所沢農家に対する虚偽報道」に即して、一つ虚構

の想定をしてみましょう。仮にいま、何らかの農産物に対してではなく、農産物を生産するための規範となる「農業技術」に対して、これを貶める暴言が吐かれたとします。個々の農家の皆さんには、生活の糧でもあり生甲斐でもあろう仕事の存在価値を、根底から毀損されたという無念の思いを抱くのではないでしようか。そのような侮辱は、農産物の品目を特定して中傷することよりも深い傷を負わせることにならないでしょうか。それは、農民が農業という仕事に歳月をかけて習熟するほどにその一人一人の人格を形成されることになるからだろうと思われます。』（同陳述書、甲第43号証 3頁）

これに対する応答がその後被告から述べられることはありませんでした。しかし、今にして思えば、陳述の当所における「虚構の想定」は、文字通りの暗示的な比喩に終わっており、私たち原告及びフランス語の場合とどう対応するのか、明言されておりませんでした。そこで、この機を得てその点を明確にし、私たちにとってフランス語の規範は、農家一般にとっての農業技術に相当するものであり、これを中傷することは、同じく私たちを毀損することになることを、以下に論証したいと思います。

1.4. 次にまず、この点に関する地裁及び高裁による判決理由を確認します。

1.4.1. 地裁判決は(平成19(2007).12.14 / 事実及び理由・第3. 当裁判所の判断1.(1) 本件第1発言についてア(ア)d.8頁)、被告の本件第一発言「前半部分」(すなわち「フランス語は数を勘定できない言葉」で「国際語として失格していく」という部分—引用者平野)について次のように述べました。

それは「フランス語に関するものであって特定の個人に対するものではない以上、これが真実でないことは明らかであるといえる。したがってこのような発言がなされたからといって、原告を含む特定人の社会的評価を低下させることにはならない、したがってその「名誉を毀損するものであるとはいえない」と。(二重傍線は引用者)

1.4.2. そして、この原判決理由につき、高裁判決は次のように言及しました。

1.4.2.1. 判決はまず、この箇所を次のように書き改めました(平成20(2008).1.25 / 事実及び理由・第3.1.6頁)。傍線部がその書き改めの文言です。(傍線引用者)

「d しかしながら、本件第一発言前半部分は、フランス語という言語に関するものであって、特定の個人に関するものではない上、我が国におけるフランス共和国やその文化に関する知識の周知の程度にかんがみると、同部分が真実でないことは、一般人にとっても明らかであるといえる。したがってこのような発言がなされたからと言って、原告(控訴人)らを含む特定人の社会的評価を低下させたと認めることはできない。」

1.4.2.2. さらに又、その末尾部分で(事実及び理由・第3.10.10頁)原判決に次のように書き加えられました。(引用「…」部分の外は要約、傍線引用者)

被告の各発言は首都大学東京の設置をめぐり「都立大学のフランス語教員が反対意見を述べている中でされたものである」が、「このような背景を知らない者においては特定の者の社会的評価に関わるものと認識され得ないものであり (控訴人らが引用する特定の産物・商品の評価の低下がその生産者に対する社会的評価の低下につながる場合とは、事案を異にする。)、これを知る者には、意見の当事者の一方から他方に対する批判として受け取られるにすぎず、後者に対する社会的評価を低下させるものではないというべきである。」と。

1.5. 上記、高裁判決によって原判決がこのように書き改められ、又書き加えられた部分につ

き、以下に思うところを申し上げます。

1.5.1. 書き改めの部分(1.4.2.1.参照)は、文中の傍線部が補われています。

まず、そこに見られる「一般人」という言葉は、すでに被告準備書面(1)において「一般人として云々」、「本件発言を聞いた一般人」と記されており(上記1.2参照)、さらに又、地裁原判決は「事案及び理由」の<第2 事案の内容・2 争点1 名誉毀損等及び業務妨害の有無(1)(1)>、<第3 当裁判所の判断・1 争点1 名誉毀損等及び業務妨害の有無(1),(2),(3),(4)>の本件第1,2,3,4 発言のすべてに関する文言のなかで「一般人の普通の注意と聴き方」と記しています(判決5,6,8~13頁)。又、同じく「特定人」という言葉も、原判決の<第3(1)ア(ア)ad(イ)、(2)ア(ア)>において「原告らを含む特定人」、「原告らを含むフランス語に携わる特定人」と記しています(同8,9,10頁)。そして、原判決においてこの二つの文言は、それぞれ別途言及されるか(8,9頁)、あるいは又、併記されるにしても異なる文脈において用いられています(同10頁)。

しかるに高裁判決の当書き改めの部分は、傍線部を補って「一般人」と「特定人」という二つの言葉をいわば突き合わせることにより、両概念を対比的に明示することになりました。すなわち、引用文中、「したがって」に先行する前段部分において、フランスやその文化に関する「知識の周知の程度」を言い、それに照らしても被告の発言内容が「真実でない」ことは「一般人」にとっても「明らかである」とします。そして後段部分において、「したがって」その発言は「原告を含む特定人」を貶めることにはならない、と判定します。つまり、フランスとフランス文化に関する「一般人」に「周知の知識」から見てもその「非真実」なることが至極当然であるような発言について、これが原告たる「特定人」を特段に貶めるものと認めることはできないとするのが、その論旨です。たしかに、こうして高裁判決は、私たち原告を含める「特定人」をそれ以外の「一般人」と明確に区別することになり、地裁の原判決よりもその棄却の理由をいつそう鮮明にしたといえるでしょう。

そしてなおかつ、「我が国におけるフランス共和国やその文化に関する知識の周知の程度にかんがみると」という文言を書き添えて、その「周知の知識」が「一般人」の所有するものであることも明らかにしています。しかし、却ってそのことにより、いわゆる「知識」は、「一般人」と「特定人」とにおいてはたして同一であるのか、という疑問を生ぜしめました。ひいては又、私たち原告に向けられている被告発言の「特定性」を判定する当判決にはひとつの重大な欠落があるのではと、と思われました。

それは、判決が「フランス共和国やその文化に関する知識」と言いながら、フランスの言語文化を特段に習得する者らの一部である私たち原告の場合と、「周知」の知識を有する一般人の場合とを、同列に論じているからです。ここで私は、いわゆる「一般」常識的な「知識の周知」に関して、原告も含める「特定人」の方が「一般人」よりも勝っているなどと言いたいわけではありません。

ここで、一つの「言語」を身につけることによって、それが実生活における社会的行動の、又、学問や物を考えるのに必須の手段ともなる、いわば「体得される知識」としてこれを習得する者たちという観点に立ってみましょう。すると、一つの言語を具体的に習得するさいの、長年に及ぶ努力と研鑽によって、当の言語に関わる習得者の「特定性」が生じてくる有り様が見えてはこないでしょうか。「一般人」のすべてがフランス語を習得したり学習したりするわけではないとすれば、かりに「一般人」にも「特定人」にも等しく「非真実」と思われる同一発言であっても、これを「虚偽の暴言」と受け止めるか否かは、両者において大きな差異が生ずるのではないでしょうか。

上記の判決理由からは、そのような観点から見た場合の「知識」の本質的な差異について、残念ながら納得のゆく説明が得られません。私たちを「特定人」と呼んで「一般人」と区別するのであれば、その根拠は何なのか、さらに踏み込んだ説得的な理由を提示して頂きたかったと思

います。

そこで、その根柢こそが、言語習得者にとって不可欠の「特定性」をなすこと、そしてそれゆえ、一つの言語を冒流することは、それを習得する者たちを「特定的」に毀損するものであることを、以下に論証したく思います。そこで上記(1.3)に再記した意見陳述の拙論を、改めて補いつつ再論します。

1.5.1.1. まず、当件のフランス語のみならず、言語一般の習得において、言語規範(文法・語彙・語法・語用のすべて)の有つ意味は、それを母語とするか異言語とするかの別なく、その習得者、学習及び体得者にとってどのようなものであるかを申しあげます。

かつてドイツ語教員を勤めていた私のささやかな経験によれば、一つの言語の習得にはその全規範の細部に及んで精通する必要があり、それがいかに困難であろうと、謙虚に努力して学ぶことが必須となります。かりに修学途上で自己の非力を思い知らされることがあっても、己の非を棚上げにして当の規範を貶めるようなことは、恥すべきことといわねばなりません。習得は一朝一夕にして成し得るものではなく、習得者はその規範をいわば絶対としてひたすら歩一步、達成を目指すほかはありません。そして学習者、習得者が、一つもしくは複数にわたることさえもある言語規範を「体得」もしくは、いわば「血肉化 incarnation」するまでは、個々人が(言うまでもなく個々に固有名を有し人格を備えた存在です)それぞれわが身を以て、端的にいえば、各人が生得的に与えられた言語脳に局在する言語能力(それ自体は人間万人に普遍的なものです)を練磨せざるを得ないものです。そしてその達成が、又、個々に多様でもあるのは、一つの規範にしたがって習得に努力する者が、その過程とともに「特定的」に「形成」されるからでしょう。それは個々の経験と記憶を充填されて特定性を刻み込まれるのではないでしようか。

さればこそ上記のごとく(本小論1.2参照)、言語を習得する私たちが言語を作るのではなく、むしろ「言語こそが私たちを作り上げる」というべきでしよう。なぜなら言語は、練達するにつれて、実生活における交流と伝達にいよいよ不可欠の手段となり、個々に具体的な各人の生活とともに日々生きてあるものだからです。それはたんなる知的推論あるいは一般に周知の常識的知見であるにとどまらず、又、個々人の喜びや悲しみ、苦しみや楽しみの感情や記憶を湛えて人格の深部に根を下ろすものでさえあるからです。

一般に言語規範は、個々に習得し、身体化(incarnation)しつつ、私たちが日々生活する上に必須の器官をなすとき、初めて生きた存在となり、これを用いる「特定」個々人の存在なくしてはたんに一つの抽象的存在に止まるでしょう。したがって、一つの言語を中傷罵倒することは、唯たんに非人格的な規範の体系としてこれを貶めるのではなく、むしろ、これを体得して使用者たちの人格に及んで、これを毀損することと考えます。

1.5.1.2. 言語規範の一つであるフランス語を習得もしくは達成している、私たち原告も含めたすべての者にとって、被告の暴言が直ちに「特定的に」深い損傷をもたらすことは、以上によって明らかと思われます。一つの言語を学び習得することは、異なる文化、民族、国家、さらには人種や性の別を問わず、差別なく、万人誰しもに向けて開かれており、フランス語はその意味で一つの普遍的規範といえるものですが、それはたんなる百科辞書的知識にとどまることなく、個々人がこれを実践的に自在に用いるには、努力して「特定的に」血肉化する他ありません。そうして身につけたフランス語は、公私にわたる実生活と文化的行為の知情意に及んで、私たちの心性あるいは精神に深く根をおろしているものと考えます。

1.5.2. 次に、高裁判決(上記1.4.2参照)が括弧内に補って書き加えた部分につき、言及された「所沢ダイオキシン報道」の事例に即して申し上げます。

被告はこれについて、既記のごとく(上記1.2参照)、虚偽報道の「被害者」たる所沢農家とそ

の「農作物」との間には「イコール」の関係があるとして、後者が中傷されれば「特定的」に前者も社会的評価を貶められる事になるが、私たち原告とフランス語との間にそのように「特定的」な関係はないと反論しました。ここで「イコール」というのは当の農作物が所沢農家によって「直接に作られた」というほどの意味であり、対する私たちの場合は、フランス語を自ら「作り上げた」わけではないため、生産物と生産者のような直接的関係はなく、したがってフランス語一般の誹謗は私たち原告を「特定的」に毀損することにはならないという論法です。高裁判決が、両者の場合は「事案を異にする」と述べたのも又この論旨に準ずるものであろうと思われます。

1.5.2.1. 上記のように(本小論 1.3.参照)私は、被告のこの論理に対し、所沢農家の事例に即して一つの「虚構の仮定」を以て反論しましたが、その比喩的論旨の意図が明確でなかったところを補って以下に再論します。

前節(1.5.1.1.及び1.5.1.2.)に述べたように、私たちは、フランス語の習得すなわちその体得=血肉化によって、個々の人格の深部に及んで「形成」されます。所沢農家のような農業生産者一般に喻えていえば、今、仮にも「農業技術」そのものを罵倒することができれば(まさかそれ程に愚かな暴言を耳にしたことはありませんが)、農業に携わってこれを生活の糧とし、又生涯の生き甲斐とさえしている人々の全てを傷つけることにはならないでしょうか。なぜなら、農業技術は、農業生産者が歳月をかけて習熟、「体得」すべきものであり、達成されたときはすでに、技術の規範がその人格の深部に至るまで「血肉化」されているからです。農業生産者とその生産物とはいかにも「イコール」の関係にあり、そこに「特定性」のあることは当然です。しかしさらに又、そもそも生産者が個々に努力し身を以て習得する農業技術あればこそ、その生産も可能となったことをかんがみれば、規範をなす農業技術そのものを仮にも誹謗することは、特定的な生産物の社会的価値を貶めるにもまして、生産者の精神に対し「特定的に」一層の深手を負わせることにはならないでしょうか。農業生産者と農業規範とは、その長年に及ぶ体得=血肉化の過程を介して深く結ばれており、規範そのものの中傷は、直ちにその生産者を根底から毀損するであろうと思われるからです。生産技術の規範なくして生産者の生産行為はなく、ひるがえって、生産者による規範技術の具体的体得なくして、それは血の通った具体的な生産技術とはなりません。「体得=血肉化」はこの意味において「規範」とこれを習得する個々の「生産者」とを結ぶ不可欠の要因をなし、そこには「特定性」の切っても切れぬ縁を結ぶ三位一体の関係が成立するといえるでしょう。

1.5.2.2. ところで、私たち原告がこのたび、自らフランス語によって何らかの「生産物」を「作り上げた」わけでは毛頭ないことは、被告の反論するとおりです。又、被告は何らかの具体的な作品を指してこれを冒涜したわけでもありません。そもそも被告は、都立大学の改廃に際し、フランス語フランス文学教員に対する攻撃的誹謗を契機として、あろうことか、フランス語教育の規範であるフランス語そのものを、虚偽にもとづいて中傷する驚くべき暴言を吐きました。被告は、くり返し言及されるように、「フランス語は数勘定できない」という事実に反する無知にもとづいて「フランス語は国際語として失格していく」という独断的偏見を引き出し、あまつさえ、都立大学フランス語教員を「そういうものにしがみついてる手合い」と断定的に罵倒することによって、同時に、私たち原告を含めるその他フランス語習得者(都立大学フランス語教員に連帯し、上記1.5.1.にいわゆるその他の「特定人」)をも挑発的に攻撃するに至ったのでした。

私自身は都立大学となんらの関わりもなく、又フランス語教員ですらもありませんが、いやしくも名の知れた一個の文人を名乗り、目下は都知事という要職にある者の口から吐かれたとは到底思えないこのような暴言を、ほとんど信じがたい思いで聞きました。かつてドイツ語教員として同じく人文学の研究と教育に携わった経験から、私は、都立大学フランス語フランス文学教員の悔しさと怒りとに、とっさに共感することができました。私事にわたりますが、長年個人的にフランスの哲学者アンリ・ベルクソンの著作を繙いて愛読しつづけているという事情もあり、

この暴言は敬愛する（むろんフランス語を用いて「作り上げられた」その著作は哲学史上必見の古典的名著として「国際的」に認知されノーベル文学賞を授与されています）ベルクソンの作品を貶められたかのように感ぜられたからでもありますが、そればかりではなく、この発言の波及するところは、フランス語にとどまらず、言語文化一般に対する冒瀧ですらあるまいかと感じたからでした。

上記(1.5.2.1.)の喻えを適用すれば、私たち原告にとってのフランス語の規範は、生産農家にとっての農業技術のそれにも等しいものです。既記のとおり、幼少より身につけて母語とするか、後年異言語としてこれに触れ努力して習得するかの別なく、当言語に永年携わりつづけている私たち原告は、これまでの過程と成果とを、この暴言によって一挙に全否定された思いを禁じ得ません。フランス語の規範体得は、それほどの重みをもって私たちに課せられてきたものであると同時に、それによって「形成」された成果は、私たち心性の深部において喜びを与えてくれるものもあります。くりかえしますが、規範は習熟されるにつれて、各人のいわば「心身に埋め込まれ」て各様の個性的な深みをおびながら、その実生活に根を下ろしてゆくものでしょう。上記(1.5.1.1.)にしたがって、「フランス語は、我々がこれを作るのはなく、フランス語が我々を作る」と申し上げるのは、この意味にほかなりません。被告の暴言を耳にして覚えた口惜しさと怒りの根源はまさにここに存するものと思われます。それは特定性を欠く空虚な失言であるどころか、言語規範という一種普遍的な存在を、個々にいわば心身（それは個々人にただ一つしか与えられておりません）を以て習得する者たちの、具体的に特定的な価値を否定する、あつてはならない暴言ですが、又、私たち原告を含むフランス語を学び用いる「特定人」に向けられたこの攻撃的な誹謗を契機として、言語と私たち「人間一般」との深い関わりを再考させるに足る、さらに重い問い合わせられたように思いました。

以上の意味において、私は原告の一人として本訴訟に参加した当初より、この発言は、たんにフランス語に対する冒瀧であるにとどまらず、さらに広く私たち一般人の基本的人権にかかる重大発言ではあるまいか、と思いつづけてまいりました。以下、この論点につき、節をあらためて申し上げます。

2. ここでは「基本的人権」一般を論ずることに代えて、私たち日本国民の権利にこれを限定して考えます。すなわち、日本国憲法・第三章「国民の権利及び義務」の第14条、同第19条、第23条は、国民が社会的関係において差別されることなく、物を思い、学ぶ「自由」を保障しています。これらの条項が上記「特定性」の事実とどのように関わるのか、以下にこれを論じます。

2.1. まず、第14条は次のように記されています。

「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。」（傍線引用者）

本件についていえば、文中にいわれる「社会的関係」と言語文化との関係がきわめて深いことによって、被告の発言は私たち原告をその「社会的関係において差別」することになり、それゆえ憲法に違反するものと考えます。

一般に人間社会が、むろん我が日本國も当然のこと、言語の存在なくして成立しえないことは、何人もこれを認めるところでしょう。社会の存在は、家族集団、市町村、国家と次第にその輪を広げてついには人類社会の全体に至るまで、いずれの範囲においても言語なくしてこれを維持し発展させることは、まず不可能でしょう。言語が、人類社会と他類の動物界とを分ける地球上生命種としての最大特徴をなし、又、国家及び国家間に流通する交信伝達作用の最重要手段である「国語」「方言」等が実在することを見ても、それは明白です。もっとも国家と言語の関係は、国民を構成する複数民族など多様な社会集団が共存する場合、必ずしも単一統合的ではなく、したがって一国の言語は、国民が各様の社会的レベルで複数併用することも少なくありません。

言語の多様性はすなわち社会生活の多様性に対応して複合的であるからです。しかしどもれ、社会集団それぞれの成員は、その母語に依拠するのみならず、又、共存する他者の異言語を受け入れ、その言語規範をたがいに認め合い、ときに学びあうことも稀れではありません。これに反して、一つの言語を差別することは直ちに、その置かれている「社会的関係」の中でこれを使用する者を差別することになるでしょう。その理由は上記(1.5.)に論じた言語と人間個々人の関係に存在する深遠な「特定性」の事情をかんがみれば、納得できることと思います。

当第 14 条もまた、その「社会的関係」の中に、多様な言語の差別なき使用と習得という正常な関係を包摂し、私たち日本国民及びそこに住まう他国の住人にこれを保障していると、読むことが可能であると考えます。私たち原告団の場合、その成員は、日本においてフランス語を母語としながら、フランス語、日本語その他を用いて私たち他者と交流するフランス人と、日本語を母語としながら、異言語たるフランス語を習得もしくは体得しつつフランス人及びフランス文化と交流している者たちから成っています。そして今、その双方に共通の伝達手段をなすフランス語そのものを冒涜されるに至りました。これによって、日常そこに共存している他の異言語（ただ一例のみを挙げれば英語）と相対的に結んでいる「社会的関係」において、当言語は著しく貶められ「差別」されることになりました。なぜなら、今、「社会的関係」の一つである「国際社会」を念頭において、今回被告発言のごとく「フランス語は国際語として失格していく」などというならば、その差別的意図は火を見るよりも明らかだからです。そして又、他方、フランス語に対する冒涜が直ちにこれを使用する者たちを「特定的」に毀損することにはならないとする、被告の論法が全くの背理であることについては、上記においてすでに詳論しました。

したがって、当発言によるフランス語そのものの冒涜的な「差別」は直ちに、これを使用する私たち原告をも「特定的」に「差別」するに至るのは明らかです。よって、被告の当発言は本第 14 条に対して違反するものと考えます。

2.2. 次に、第 19 条は次のように記されています。

「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」（傍線引用者）

ここにいう「思想」とは、広義において「考え、考えられたこと」（ヘボン James Hepburn <<和英語林集成(1886)>>）、「思考作用の結果として生じた意識の内容、あるいは思考内容」（新潮国語辞典 1982, 869-870 頁を参照）とみれば、たんに高遠な知的論理による概念的思考やイデオロギー等であるにとどまらず、日常私たちが一般に「物を思い、考える」ことやその成果とみなす方がむしろ基本でありましょう。万人が処々に又臨機にそのような「思想」を行使している事実はこと改めて言うまでもないでしょう。そしてその「思想」の主たる一つの手段に「言語」の媒体もしくは器官を用いることもまた万人の認めるところでしょう（他には、たとえば理数系分野において必須たる数学の体系や、芸術における感覚的媒体等があります）。私たちは、すでに体得されてほとんど無意識的習慣と化した母語とともに身に付けている物の「考え方」や「見方」の真意を、新たに学び知った異言語のそれに引き比べるとき、初めて思い知ることも少なくありません。外国语教育が必須である理由の一つは、そのような「異言語」に集積された「異文化」の知見や様式や「思想」を学ぶことによって、新しい物の見方や考え方の存在に思い至るところにあります。このような、私たち人間に普遍的な経験によって確認される事実こそが「思想の自由」の深意であるとすれば、本条項が基本的人権の一つとしてそなえる深い意味合いも又納得されるでしょう。

19 世紀初頭プロイセンの政府高官を勤め、ベルリン大学の創設に尽力し、自ら元祖・比較言語学者として仏独英伊西希羅梵等の印欧語に精通するのみならず、バスク、中国、日本、ジャワ（当時）、はてはアメリカ・インディアンの諸語をも研究したヴィルヘルム・フォン・フンボルトは、その言語哲学論の中で「言語とは世界の見方である」と申しました。「世界」とは端的に私たち人間を取り巻く生活世界全般のことですが、その人間世界の構築は言語能力に拠るところ大であり、言葉によって物を見、捉える仕方が私たちの生活行動を左右し、又その制度や習慣を維持する骨

格をなすものと見ました。それはたんに合理的知性による論理整合的活動にとどまらず、日常実生活における感情や倫理の働きにまでも深く関わって、私たち人間の心性全般の在り様を多様かつ個性的に定める要因をなしていると言ったのです。

一つの言語規範は、「世界」を多様に眺める「見方」の一つであり、複数言語の存在とともに、いよいよ多様となる人間世界は、いわば多次元的に複合し、共存しています。上記(1.5.1.2)に述べたように、私たちは何らかの社会集団に属してそこに使用される言語規範を個々「特定的」に体得し、又、異質の言語に触れて学びつつその新しい物の見方や考え方を習得します。各人は人類に普遍的な生得的言語能力を与えられ、地球上 2000 を超え方言レベルでは 8000 にも及ぶ言語規範の一つもしくは複数を、個々に一個の心身を賭して「特定的」に習得するものです。もしも、そのような言語の働きによって「物を思い、捉え、見る」ことの多様性が私たち万人に容認されかつ尊重されるのであれば、それは直ちに人間の権利である「思想の自由」が保障される、その事を意味することになろうと思います。

このたび、被告は、フランス語を用いて実現する「思想の自由」を無みするかのように、これを「国際語として失格」と極め付け、その習得者・体得者らを「これにしがみつく手合い」と断定しましたが、その物言いは、言語の多様な存在そのものを否定しかねない暴言であり、ひいては又、私たち原告がフランス語を以て物を思い考える自由を甚だしく侵害するに至ると言わざるをえません。よって、被告の当発言は本第 19 条に違反するものと考えます。

2.3. さらに第23条は次のように記されています。

「学問の自由は、これを保障する。」

学問とは一般に「学芸を修めること」(広辞苑 1966 第六版 338 頁参照)であり、その領域は自然科学から人文科学にわたって多種多様ですが、古くは又「学文」とも記され(新潮国語辞典 1982, 34 頁参照)、その「文」とは武力や腕力に頼らぬ人知教養の働きによる所産のことを意味します(岩波・漢和辞典 1987, 536 頁参照)。そして、わけても人文学的分野(言語、文芸、社会、政治、経済、歴史、学芸等人類文化に関する学知)のすべてに及んでこれを究明する器官もしくは媒体の筆頭をなすものが、まず言語であることは万人の認めるところでしょう。一方の数学を思考の手段とし、主として物質世界を対象とする物理学的自然科学に対して、人間の心性もしくは精神を対象とする人文学的知の全域は、心身兼ねそなえた私たち生命体の根幹部位にも関わる道徳倫理にまで及んでいます。古来嘗々としてその知見を積み重ね、時代と場所においてそれぞれに多様な言語を以て記録され、私たち後代はその古きを尋ねては、今を新たに生きる知恵を再認しています。そのためには、国家の壁や国境の敷居すらもが客観的な比較対照によって相対化されることさえあります。また、たとえ実用にはほど遠い往古の古典的言語さえもが決して古びることなく、常に新たな命を吹き込まれて再読され続けるのは、これゆえであります。そして、地球上の处处に存続する多種多様な人文学的知の積層に分け入るには、今に至るまで伝えられる諸言語の解読を以てする他はないでしょう。

ひるがえって又、その時々刻々に具体的な生活上個々の言語知は、各文化に属する成員が教育によって練磨され、経験を積む個々人が「特定的」にこれを習得する外はありません。実生活における思考と行動の方法を構造化した文法の体系、文化の時空に培われた固有の風習、制度、文物等の知見を定着した語彙語法の集積、発話行為の音声や身振りに結晶した習慣的語用の方式を、それぞれに過不足なく「体得」することは、各成員に課せられる必須の過程であり、それは直ちに又その世界の中で生きることを意味します。さらに、そのような言語活動を重ねるにつれて、私たちは、互いにいわば多次元的に複合する世界で共存することを学んでゆくでしょう。言語によって、今此處にある実生活の知を、各人は個々に、いわば絶対的に体得する必然をそなえると同時に、今此處の時空を超える他者の存在を学び認め合う「自由」を保障される、そのような世界に、私たちは生きているのだと思います。

このことに想いを到るならば、今回の被告によるフランス語冒涜の発言が、フランス語に体現され蓄積される言語文化の総てを体得しようと、これを学びつづけている者らの「学問の自由」を毀損するに至るのは、否定しえぬ事実であると思います。よって当発言は本第23条に違反するものと考えます。

3. 以上を以て、被告発言による私たち原告に対する「名誉毀損の特定性」と、それを踏まえて確認される「憲法第14, 19, 23各条に対する当発言の違反」とに関する論証を終わります。地裁判決及び高裁判決においては、いずれも、前項についてはこれを認定せず、後者については、本件発言が私たちの憲法上の権利を侵害しているにもかかわらず、不法行為法としての責任を認めませんでした。しかし、このような判断自体、憲法違反であり、その判決を不服としてここに上告いたします。

上 告 理 由 書

住 所 [REDACTED]

氏 名

新 金 介
[Signature]

1 原判決は、憲法第32条【裁判を受ける権利】、第98条第2項【国際法の遵守】、世界人権宣言第8条【効果的な救済を受ける権利】、市民的及び政治的权利に関する国際規約第2条【人権実現の義務】、第14条【公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利】に違反して、破棄を免れない。

(1) 原判決は、原告・控訴入らの控訴を棄却したところ、その理由中において、被告・被控訴人及びその訴訟代理人らも主張していないことを掲げて、原告・控訴人の主張を排斥した。

すなわち、原判決は、第1審判決16頁20行目の「上記文言は」の次に「批判する相手方を特に人格的に攻撃するものではなく、批判的言辞としてありふれた表現方法であるといえ、」を、同23行目の「いえるが、」の次に「言葉遣いとしてやや辛辣な嫌いがあるとはいえ、批判的言辞として特に度を超した表現方法であるとまでいいうことはできず、」をそれぞれ加えている(原判決6頁24行目から7頁2行目まで)。

また、第1審判決18頁7行目の「しかし、」から9行目の「逸脱するものとまではいえない。」までを次の通り改めて、「しかし、第2発言前半部分は、特定人を対象とするものではなく、上記のとおり、その発言の前後関係から首都大学東京の設立構想に反対した者に対する批判として述べられたものであることは理解できるものの、同大学の設立に関する紛争に知識・関心のない者には、この発言がいかなる者に対してされたものであるかは認識できず、また、その紛争に知識・関心のある者には、この発言がいかなる範囲の者に対してされたものであるかは認識できたとしても、同紛争の一方当事者の他方当事者に対する批判として受け止められる性質のものである。そして、上記発言部分は、その内容に具体性を欠き、批判的言辞として特に不相応な表現方法であるとまではいいうことはできず、対立する意見を表明する者が相手方を批判する上で許容される範囲を逸脱するものとまではいえない。」としている。

(2) これは、およそ裁判が嘗む紛争解決の機能を放棄して、むしろ紛争の火種を増やし、紛争の火に油を注ぎ、紛争を拡大するものであって、およそ裁判の名に値しないと言わざるを得ない。すなわち、原判決は、被告・被控訴人である石原慎太郎東京都知事の発言(以下、石原発言と称する。)が「不相応」であることを認めつつも、「言葉遣いとしてやや辛辣な嫌いがあ

るとはいっても、批判的言辞として特に度を超した表現方法であるとまではいふことはできず」として、結局、紛争状態にある当事者間のやや過剰な表現方法にとどまり、原告・控訴人らの名誉を害するものではないとしているけれど、それは石原発言の文脈を違えて、当事者においても主張していない文脈において、石原発言を置き換えて、そのような新しい文脈においてとらえると、軽微な、とるに足らない、往々にして諂いのある当事者においてなされるようなやや行き過ぎた発言にすぎないと過小評価を下した。

(3) まず、当事者において主張していない文脈においてその発言を評価することは、日常生活においてさえも時としては不当であり、また刑事判例においても「近火見舞い」事件（最判昭和35年3月18日刑集14巻4号416頁）としてつとに知られていることである。民事訴訟においてはそれのみに止まらず、反対当事者である原告・控訴人らにおいて、相手方当事者の発言や主張に対する効果的な反論や反証の機会を奪うことになり、訴訟運営として不適切である。それだけではなく、双方の主張と立証を尽くさせて、法に基づいて公正かつ公平に判断する役割をもつ裁判所としての基本的かつ基礎的な任務を放棄するものであって、憲法第32条の保障する裁判を受ける権利や、憲法第98条第2項を通じて、わが国においても法律に優る効力を認められる国際法に含まれるところの、世界人権宣言第8条の「効果的な救済を受ける権利」を侵害し、市民的及び政治的権利に関する国際規約第14条に定める「すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利又は義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。」という規定にも反すると言わざるを得ない。

2 原判決は、言語が基本権の内容であることを看過して、不当に原告・控訴人の主張を過小評価して、名誉毀損の事実の認定を歪めている。

(1) 石原発言の核心部分は、「フランス語は数も数えられない言語」であって、「国際公用語の地位を失いつつあるのもむべなるかな」であって、そのような言語に「しがみつく手合い」云々にあることは、周知の通りである。その上で、石原発言の意味づけを、都立大学の改組に絡む職務上の紛争においてその一方当事者が相手方当事者に対してなした反応にすぎないと割り切るのは、結局、そもそもそもそもいっしょに論じるの類であって、およそ「正しかるべきは正しく、正しからざるものと正しかるものとして扱わない」という正義=裁判の本質にかかわる問題であることを看過し、ないしは軽視していると言わざるを得ない。

(2) なぜなら、言語は、人間の社会生活をいろどるさまざまな文化的・精神的な要素のうちにおいても、基本中の基本とも言うべき要素であって、そ

の取扱いは、さまざまな習俗や習慣の差異以上に、きわめてセンシティブな問題となっており、人間の社会生活を成り立たせる基盤にかかる問題と言わなければならないからである。それだけに、石原発言は、単に大学の教員の専門性や職務活動の属性のひとつについての悪意に満ちた「暴言」の域を超えており、ひろく人間社会全体にかかる言語の果たすべき役割をおとしめている。

- (3) それはたとえば、世界人権宣言が、その第2条において、言語による差別も、人種、皮膚の色、性、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも禁止していることからも明らかである。さらにこれを受けて、市民的及び政治的権利に関する国際規約第2条は、「人権実現の義務」を締約国に求めているものであり、裏返せば、締約国は批准によって、留保又は解釈宣言をしないものについて、これを誠実に遵守する義務を負うのである（条約に関するウィーン条約参照）。その第2条第2項には、正しく、「この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又はその他の地位によるいかなる差別をもなしに行使されることを保障することを約束する」ものである。
- (4) これらの条約の締結国である日本においては、言語にかかる事項において、不用意に、かつ、不正確あるいは不誠実な事実（若しくは積極的に虚偽の事実）を摘示して紛争をつくり出した石原発言について、その理のないことを諄々と諭し、言語に基づく差別が許されないことを格調高く指摘して、原告・控訴人の名譽が侵害された事実を正確に認定することが、「重要な人権にかかる」訴訟を担当した裁判所として当然に果たすべき責務である。その責務のなんたるかをいっさい顧みることなく、漫然と單なる喧嘩口論の類であるかのような事実を認定して、被告・被控訴人の負うべき責任を免じて、原告・控訴人の控訴を棄却した原判決は、この意味においても、憲法第11条の「基本的人権の享有」、同第14条の「法の下の平等」及び同第98条第2項によって遵守すべきとされている世界人権宣言第2条並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約第2条に違反していると言わざるを得ない。
- 3 以上のとおり、地裁判決及び高裁判決は、本件発言が原告・控訴人の憲法上の権利を侵害しているのにもかかわらず、不法行為としての責任を認めておらず、このような判断自体、憲法違反である。その判決を不服としてここに上告するものである。

以上

上告理由書

上告人

(西村正彦)

わたしは被告石原弁護団の論法を受け入れた一審判決に疑問を感じ、にわかには従えません。高裁は一審の示した判断内容については、いわば素通りしてしまった観があります。私が上級審に助けていただきたいとお願ひするのは、一審での石原弁護団の論法を裁判所が認めるのかどうか、認めるとすればそれはどういう法的根拠ないし基準によるのかを、高裁が明確に述べるよう、高裁に指示していただきたいと思うからです。

わたしが問題を感じるのは、次の諸点です。

1. 一般人と政治家では、発言に負う責任の重みに差があつてしかるべきではないでしょうか。

たとえば、一般人であれば、日本は单一民族国家だと発言したとしても、ただちにクビになることはないでしょう。政治家の場合には、それは「暴言」にあたり、謝罪しなければなりません。

2. 人気があり、したがつて影響力をもつ政治家が、「フランス語はものも数えられない言語だ」と発言したことが、問題の発端です。

一審でまかり通った論法は、次のようなものでした。

いわく、「これが真実でないことは自明である。よつて、この発言は、なんら責任を負う必要のないものである。」

この論法には、ふたつの疑問を感じます。

① 自明なのは、これが「誇張である」ということではないでしょうか。

この発言に接したフランス語を知らない日本人の多くは、「そうか、フランス語というのは、ものを数えるのがひどく難しい言葉なのだな」と察するのではないかでしょうか。「フランス語を勉強しようかと思ったけど、やめておこうか、なにしろ石原知事がそうおっしゃってるのだから。」こういう受取方をする人間が出てきても不思議ではないもの言いです。

ちなみに、日本語には、外国語にない「数えことば」があり、ippon, nihon, sambonとか、ippiki, nihiki, sambikiとか、ippun, nihun, sampunとか学ぶ外国人の方には、たいへんな負担になります。そこで外国の一般の方が「日本語なんて数も数えられない言語だ」と言ったとしても、べつだんとがめようとは思いませんが、もしも仮にパリ市長がそういう暴言を吐けば、「日本語だけがとくに数を数えるのに不合理な言語とはいえない」という事実性確認の手続きを求めるのが、常識的行動のように、わたしには感じられます。

② 性質の異なる問題です。知識も豊富で知力も高いレベルにある方が、「自明」と断じれば、ひとは無責任になにを口にしてもかまわないのでしょうか。

たとえば、「この毛生え薬を使用すればかならず発毛します」という発言は、嘘であることが「自明」なので、こういうことを言っても責任はない、ということになるのでしょうか。

とりわけ疑問に思うのは、1で述べた問題との関係で、事実に反することがらを一般人が口にする場合と、政治家が口にする場合、「自明」すなわち「責任なし」という、単一の同一基準でよいのか、という問題です。これは、明文化された法に係るというよりも、慣習法的な領域の問題であり、高度な法的判断を仰ぐべき事柄のように、わたしには思えます。

政治家・高級官僚の暴言のあいつぐなか、一般人とは「責任」の重みのちがうことをかれらに諭すような、大所から厳正なご判断をたまわりますよう、一国民として、心よりお願ひ申しあげます。

上告理由書

住所 [REDACTED]

氏名 佐野 敦至 [REDACTED]

私はほぼ30年に渡って外国語教育の教員としてフランス語の授業を行ってきました。それは、単に技能としてのフランス語教育を目指してきたわけではなく、世界に存在する幾多の言語を大切にし、それぞれの言語を話す人々の存在、その人々が自らの言語によって築き上げた文化を尊重する心を養ってほしい、日本語を母語とするなら、その日本語を大切にしてほしいという希望を持って、職務遂行に当たってきました。

二言語が接触したとき、特に植民地等においては、実用のみを目的としたピジン言語が発生します。当初はだれもこの言語を母語とはしませんが、後にクレオール化という過程を経て、母語話者を持つ自立した言語となり、そこから文学作品までもが生まれてくるという現実を目の当たりにするとき、言語そのものに貴賤が内在するものではないことが実感できます。言語がどの程度のものとなるのかは、その言語を使用する人々の努力にかかっていると言えるでしょう。

石原知事はフランス語を悪しきに罵りました。これは、フランス語を母語とする人々、母語ではないにしてもそれを第二言語として使用し、愛好し、フランス語の命運に多少なりとも関わりを持つ人々を罵ったことに他なりません。

高裁判決では、本件第1発言前半部分、すなわち、フランス語は数勘定できない言葉、国際語として失格、という部分について、「同部分が真実でないことは、一般人にとっても明らか」であるから、「特定人の社会的評価を低下させたと認めることはできない」と判断していますが、真実でないとわかることなら、何を言ってもよいのだというような判断を見識ある裁判官の方々がなされるのは耳を疑いたくなります。知事のこの発言は都立大学つぶしという目的をもってなされたものであり、間接的に都立大学のフランス語担当教員を貶めるものであるばかりでなく、上に述べたように、フランス語に関わる教員、さらにはフランス語使用者に対する名譽感情の侵害を伴うものであることは明らかです。

最高裁判所として、良識を持って原判決を破棄されることを強く望みます。

上告理由書

住所 [REDACTED]

氏名 大矢 クガヤス 

公用語は英語のみとされていた1940年代初めのカナダ・ニューブランズウィック州の話である。海岸地方のある小学校で、教師が「私の葬式」という題を与えて作文を書かせようとしたとき、一人の少女が「何語で書くのか」と質問し、教師は「もちろん、あなたのことばで、つまり、英語で、です」と答えた。少女は「英語でなんか死ねない」と考え、自分の言葉はフランス語だと頑固に主張し、結局フランス語でその作文を書いた。のちに少女はフランスの芥川賞とも言うべきゴンクール賞を受賞する作家になり、1969年、フランス語は英語と並んでこの州の公用語となった。

翻ってわが国においては、このカナダの少女の決意の20年ほど前に一人のアイヌの女性が「愛する私たちの先祖、起伏（おきふし）日頃互いに意を通ずる為めに用ひた多くの言語、言ひ古し、残し伝へた多くの美しい言葉、それらのものもみんな果敢（あえ）なく亡びゆく弱きものと共に消え失せてしまふのでせうか」と日本の撫育・同化政策によってアイヌ語が滅ぼされるのを嘆いでいる。

これらの事例は、いかなる言語も、人がそれに母語として慣れ親しんで来たときには彼らにとってこの上なく美しいものとなり、かけがえのないものとなり、時にはその存在の拠り所にさえなることを雄弁に物語っている。わが国の歴史においては、上記のアイヌの件だけではなく、日本政府が朝鮮の人々にも日本語を強制し、日本名を押し付けた事実はなお記憶に新しい。いずれも他民族に対する蔑視がその民族の言語に対して顕現した結果である。わが国の憲法はそのような過去の行為の反省に立って起草され、前文第三項には「自國のことに専念して他国を無視してはならない」、「この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務である」と謳われている。

「(フランス語は) 数勘定できない」「国際語として失格」「そういうものにしがみついている手合い」などという石原の発言は、重大な事実歪曲を含むと同

時に、他国の言語を侮辱し、ひいてはそれを母語とする人々の住む国を見下す言辞であって、本人がそれを公的に行ったことを否定しない以上、日本国は憲法の精神に則ってそれを公的に、国際社会の前で処罰しなければならない。

一審、二審の判決は今回の裁判でわれわれが問題としている、それぞれ複数の文を含む第一から第四の石原の発言を、あたかも別々の人間が行ったかのように切り離して審理し、それぞれの言辞が名誉の毀損、名誉感情の侵害、業務の妨害までには至っていないとしている。その個々の判断にもとうてい納得しがたいが（「上告受理申し立て理由書」参照）、原審の最も重大な瑕疵は、これらが特定の状況において権力を持つ一人の公人がおこなった一連の発言であることを看過し、ひたすら発言を分割し、問題を細分化して、その影響を過小評価しているところにある。

「(フランス語は) 数勘定できないことばですからね」から始まり「先進国の首都大学で語学に対する学生たちの需要というのも、フランス語に関しては皆無に近い」に至るこの一連の言動の底には共通してフランス語・フランス文化に対する蔑視があり、総体として受けとめると、フランス人およびフランス語に関わる人間にとて強烈な侮辱となる。さらに石原は言葉の弾みで侮蔑的言辞を一言洩らしてしまったというのではない。意識的に繰り返し同主旨の発言をし、それを東京都知事としての職務としておこなったとまで主張しているのである。このように個人の尊厳と国際協調に対する意図的かつ重大な侵害を公人が堂々と行うことをわが国の憲法は許していないはずである。国の良心の最後の砦である最高裁判所が適切な処置をとることを切に望む。

以上